

平成20年金融商品取引法等の一部改正に伴う業務規程等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1 . 業務規程の一部改正新旧対照表.....	1
2 . 信用取引・貸借取引規程の一部改正新旧対照表.....	3
3 . 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表.....	4
4 . 取引の信義則に関する規則の一部改正新旧対照表.....	14
5 . 有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表.....	15
6 . 上場審査等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表.....	17

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買の種類)</p> <p>第 9 条 売買立会による売買の種類は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める取引とする。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 指標連動型投資信託受益証券 (特定の指標 (金融商品市場における相場その他の指標をいう。以下同じ。) に連動する投資成果を目指す投資信託の受益証券をいう。以下同じ。)、外国投資信託受益証券、外国投資証券及び内国商品信託受益証券</p> <p>a・b (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 ~ 7 (略)</p>	<p>(売買の種類)</p> <p>第 9 条 売買立会による売買の種類は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める取引とする。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 指標連動型投資信託受益証券 (特定の指標 (金融商品市場における相場その他の指標をいう。以下同じ。) に連動する投資成果を目指す証券投資信託に係る投資信託受益証券をいう。以下同じ。)、外国投資信託受益証券、外国投資証券及び内国商品信託受益証券</p> <p>a・b (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 ~ 7 (略)</p>
<p>(呼値)</p> <p>第 1 4 条 取引参加者は、売買立会による売買を行おうとするときは、呼値を行わなければならない。この場合において、取引参加者は、次の各号に掲げる事項を、当取引所に対し明らかにしなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 空売り (金融商品取引法施行令 (昭和 4 0 年政令第 3 2 1 号。以下「施行令」という。) 第 2 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する空売りをいう。) を行おうとするときは、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令 (平成 1 9 年内閣府令第 5 9 号) 第 1 0 条各号に規定する取引を除き、その旨</p> <p>(3) ~ (6) (略)</p> <p>2 ~ 8 (略)</p>	<p>(呼値)</p> <p>第 1 4 条 取引参加者は、売買立会による売買を行おうとするときは、呼値を行わなければならない。この場合において、取引参加者は、次の各号に掲げる事項を、当取引所に対し明らかにしなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 空売り (金融商品取引法施行令 (昭和 4 0 年政令第 3 2 1 号。以下「施行令」という。) 第 2 6 条の 3 第 1 項に規定する空売りをいう。) を行おうとするときは、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令 (平成 1 9 年内閣府令第 5 9 号) 第 1 0 条各号に規定する取引を除き、その旨</p> <p>(3) ~ (6) (略)</p> <p>2 ~ 8 (略)</p>

(公開買付期間中における自己買付け)

第 6 6 条 施行令第 1 2 条第 2 号及び同第 1 4 条の 3 の 7 第 5 号に規定する金融商品取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けは、当取引所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

(1) ~ (5) (略)

(6) 投資信託受益証券 (有価証券の価格に基づき算出される特定の指標に連動する投資成果を目指す投資信託に係る指標連動型投資信託受益証券に限る。以下この号から第 8 号まで及び次条第 9 号において同じ。) に係る価格の水準と当該投資信託受益証券に係る指標との水準の関係を利用して行う次の a から c までに掲げる取引に係る買付け (次条において「投資信託受益証券に係る価格水準と指標との水準の関係を利用した買付け」という。)

a ~ c (略)

(7) ~ (1 4) (略)

付 則

この改正規定は、金融商品取引法等の一部を改正する法律 (平成 2 0 年法律第 6 5 号) 附則第 1 条本文に規定する同法施行の日から施行する。

(公開買付期間中における自己買付け)

第 6 6 条 施行令第 1 2 条第 2 号及び同第 1 4 条の 3 の 7 第 5 号に規定する金融商品取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けは、当取引所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

(1) ~ (5) (略)

(6) 投資信託受益証券 (有価証券の価格に基づき算出される特定の指標に連動する投資成果を目指す指標連動型投資信託受益証券に限る。以下この号から第 8 号まで及び次条第 9 号において同じ。) に係る価格の水準と当該投資信託受益証券に係る指標との水準の関係を利用して行う次の a から c までに掲げる取引に係る買付け (次条において「投資信託受益証券に係る価格水準と指標との水準の関係を利用した買付け」という。)

a ~ c (略)

(7) ~ (1 4) (略)

信用取引・貸借取引規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(制度信用銘柄以外の銘柄の制度信用取引の禁止)</p> <p>第 7 条 取引参加者は、株券 (優先出資証券 (協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。) 及び外国株預託証券 (外国法人の発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。) を含む。)、不動産投資信託証券 (投資者の資金を主として不動産関連資産に対する投資として運用することを目的とする投資信託の受益証券又は投資証券をいう。)、指標連動型投資信託受益証券 (特定の指標 (金融商品市場における相場その他の指標をいう。) に連動する投資成果を目指す投資信託の受益証券をいう。)、外国投資信託受益証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券 (外国法人の発行する証券又は証書で受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものをいう。) のうち制度信用取引を行うことができる銘柄 (以下「制度信用銘柄」という。) 以外の銘柄について、制度信用取引を行ってはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、金融商品取引法等の一部を改正する法律 (平成 2 0 年法律第 6 5 号) 附則第 1 条本文に規定する同法施行の日から施行する。</p>	<p>(制度信用銘柄以外の銘柄の制度信用取引の禁止)</p> <p>第 7 条 取引参加者は、株券 (優先出資証券 (協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。) 及び外国株預託証券 (外国法人の発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。) を含む。)、不動産投資信託証券 (投資者の資金を主として不動産関連資産に対する投資として運用することを目的とする投資信託の受益証券又は投資証券をいう。)、指標連動型投資信託受益証券 (特定の指標 (金融商品市場における相場その他の指標をいう。) に連動する投資成果を目指す証券投資信託に係る投資信託受益証券をいう。)、外国投資信託受益証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券 (外国法人の発行する証券又は証書で受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものをいう。) のうち制度信用取引を行うことができる銘柄 (以下「制度信用銘柄」という。) 以外の銘柄について、制度信用取引を行ってはならない。</p> <p>2 (略)</p>

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(29) (略)</p> <p>(30) 虚偽記載 有価証券報告書等について、内閣総理大臣等から訂正命令(原則として、法第10条(法第24条の2、法第24条の4の7及び法第24条の5において準用する場合を含む。)又は法第23条の10に係る訂正命令をいう。)若しくは課徴金納付命令(法第172条の2第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)又は法第172条の4第1項若しくは第2項に係る命令をいう。)を受けた場合又は内閣総理大臣等若しくは証券取引等監視委員会により法第197条若しくは法第207条に係る告発が行われた場合、又はこれらの訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書を提出した場合であって、その訂正した内容が重要と認められるものである場合をいう。</p> <p>(31)～(96) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(29) (略)</p> <p>(30) 虚偽記載 有価証券報告書等について、内閣総理大臣等から訂正命令(原則として、法第10条(法第24条の2、法第24条の4の7及び法第24条の5において準用する場合を含む。)又は法第23条の10に係る訂正命令をいう。)若しくは課徴金納付命令(法第172条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)又は法第172条の2第1項若しくは第2項に係る命令をいう。)を受けた場合又は内閣総理大臣等若しくは証券取引等監視委員会により法第197条若しくは法第207条に係る告発が行われた場合、又はこれらの訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書を提出した場合であって、その訂正した内容が重要と認められるものである場合をいう。</p> <p>(31)～(96) (略)</p>
<p>(第5編における定義)</p> <p>第1001条 この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 管理会社 次のaからfまでに掲げるものをいう。</p> <p>a 内国ETFにあつては、投資信託委託会社(商品に対する投資として投資信託財産の</p>	<p>(第5編における定義)</p> <p>第1001条 この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 管理会社 次のaからfまでに掲げるものをいう。</p> <p>a 内国ETFにあつては、投資信託委託会社</p>

運用（その指図を含む。以下同じ。）を行う内国ETFにあっては、当該運用に係る業務につき投資信託法第223条の3第1項において読み替えて適用する法第35条第4項の承認を受けた者に限る。）

b～f（略）

(10)～(29)（略）

(30) 内国ETF 法第2条第1項第10号に規定する投資信託の受益証券であって、特定の指標に連動する投資成果を目指す投資信託に係るものをいう。

(31)～(36)（略）

（上場審査基準）

第1104条 内国ETFの上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。この場合における第2号dの審査に関して必要な事項は、上場審査等に関するガイドラインをもって定める。

(1)（略）

(2) 新規上場申請銘柄が、次のaからgまで（投資信託法施行令第12条第1号に掲げる投資信託の受益証券に該当する新規上場申請銘柄にあっては、cを除く。）に適合していること。

a 新規上場申請銘柄が、投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証券であること。

b・c（略）

cの2 新規上場申請銘柄とその投資信託財産等に属する有価証券又は商品との交換を行う場合には、当該有価証券又は商品が換価の容易な資産であると認められること。

b～f（略）

(10)～(29)（略）

(30) 内国ETF 法第2条第1項第10号に規定する投資信託の受益証券であって、特定の指標に連動する投資成果を目指す証券投資信託に係るものをいう。

(31)～(36)（略）

（上場審査基準）

第1104条 内国ETFの上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。この場合における第2号dの審査に関して必要な事項は、上場審査等に関するガイドラインをもって定める。

(1)（略）

(2) 新規上場申請銘柄が、次のaからgまで（投資信託法施行令第12条第1号に掲げる証券投資信託の受益証券に該当する新規上場申請銘柄にあっては、cを除く。）に適合していること。

a 新規上場申請銘柄が、投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる証券投資信託の受益証券であること。

b・c（略）

（新設）

- d 新規上場申請銘柄に係る指標が、次の
(a) から (f) までに適合すること。
(a) ・ (b) (略)
(c) 有価証券その他の資産の価格に係る指標で、その構成銘柄 (当該有価証券その他の資産の銘柄又は種類をいう。以下同じ。) の変更があり得るものにあつては、変更の基準及び方法が公正を欠くものでないこと。
(d) ・ (e) (略)
(f) 有価証券又は商品の価格に係る指標にあつては、新規上場申請銘柄の投資信託財産の一口あたりの純資産額の変動率を当該指標の変動率に一致させるために必要な有価証券又は商品の売買が円滑に行われると見込まれる銘柄又は種類で構成されているものであること (その構成銘柄の有価証券又は商品に対する投資として運用する場合に限る。)。
d の 2 新規上場申請銘柄が、次の (a) から (c) までのいずれかに適合すること。
(a) 特定の指標が有価証券その他の資産の価格に係る指標である場合において、当該指標の構成銘柄のうち時価総額構成比率 9 5 % 以上を占める各銘柄若しくは各種類 (当該指標が単純平均型のものである場合は、原則として、当該指標の全構成銘柄) の有価証券その他の資産 (信用性その他の事項を勘案し、公益又は投資者保護の観点から、当取引所が投資信託財産等として適当でないと認めるものを除く。以下この

- d 新規上場申請銘柄に係る指標が、次の
(a) から (f) までに適合すること。
(a) ・ (b) (略)
(c) 有価証券その他の資産の価格に係る指標で、その構成銘柄の変更があり得るものにあつては、変更の基準及び方法が公正を欠くものでないこと。
(d) ・ (e) (略)
(f) 有価証券の価格に係る指標にあつては、その投資信託財産の一口あたりの純資産額の変動率を当該指標の変動率に一致させるために必要な有価証券の売買が円滑に行われると見込まれる銘柄で構成されているものであること (その構成銘柄の有価証券に対する投資として運用する場合に限る。)。
d の 2 新規上場申請銘柄が、次の (a) から (c) までのいずれかに適合すること。
(a) 特定の指標が有価証券その他の資産の価格に係る指標である場合において、当該指標の構成銘柄のうち時価総額構成比率 9 5 % 以上を占める各銘柄 (当該指標が単純平均型のものである場合は、原則として、当該指標の全構成銘柄) の有価証券 (施行規則で定める有価証券に限る。以下この d の 2 において同じ。) 又は当該各銘柄の価格に連動する投資成果を目的として発行された有価証券が投資信託財産等に

dの2における「有価証券」において同じ。)又は当該各銘柄の価格に連動する投資成果を目的として発行された有価証券が投資信託財産等に組み入れられることが見込まれること。

(b)・(c) (略)

dの3 (略)

e 次の(a)及び(b)に適合していること。

(a) 新規上場申請銘柄に係る最近2年間(「最近」の計算は、新規上場申請日の直前計算期間の末日を起算日としてさかのぼる。以下この章において同じ。)に終了する各計算期間(信託契約期間の開始日以後の期間に限る。以下このeにおいて同じ。)の財務諸表等又は各計算期間における中間財務諸表等が記載される有価証券報告書等(第2条第89号の規定にかかわらず、有価証券届出書及びその添付書類、有価証券報告書(報告書代替書面及び外国会社報告書並びにその補足書類を含む。以下同じ。)及びその添付書類、半期報告書(半期代替書面及び外国会社半期報告書並びにその補足書類を含む。以下同じ。)並びに目論見書をいう。以下この章において同じ。)に虚偽記載(第2条第30号の規定にかかわらず、有価証券報告書等について、内閣総理大臣等から訂正命令(原則として、法第10条(法第24条の2及び第24条の5において準用する場合を含む。))又は第23条の10に係る訂正命令)若しくは課徴金納付命令(法第172条の

組み入れられることが見込まれること。

(b)・(c) (略)

dの3 (略)

e 次の(a)及び(b)に適合していること。

(a) 新規上場申請銘柄に係る最近2年間(「最近」の計算は、新規上場申請日の直前計算期間の末日を起算日としてさかのぼる。以下この章において同じ。)に終了する各計算期間(信託契約期間の開始日以後の期間に限る。以下このeにおいて同じ。)の財務諸表等又は各計算期間における中間財務諸表等が記載される有価証券報告書等(第2条第89号の規定にかかわらず、有価証券届出書及びその添付書類、有価証券報告書(報告書代替書面及び外国会社報告書並びにその補足書類を含む。以下同じ。)及びその添付書類、半期報告書(半期代替書面及び外国会社半期報告書並びにその補足書類を含む。以下同じ。)並びに目論見書をいう。以下この章において同じ。)に虚偽記載(第2条第30号の規定にかかわらず、有価証券報告書等について、内閣総理大臣等から訂正命令(原則として、法第10条(法第24条の2及び第24条の5において準用する場合を含む。))又は第23条の10に係る訂正命令)若しくは課徴金納付命令(法第172条第

2 第 1 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）又は第 1 7 2 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項に係る命令）を受けた場合又は内閣総理大臣等若しくは証券取引等監視委員会により法第 1 9 7 条若しくは第 2 0 7 条に係る告発が行われた場合、又はこれらの訂正届出書又は訂正報告書を提出した場合であって、その訂正した内容が重要と認められるものである場合をいう。以下この章において同じ。）を行っていないこと。

(b) (略)

f ・ g (略)

(3) (略)

2 外国 E T F の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) 前項第 2 号 c の 2、d、d の 2、e 及び g 並びに第 3 号（外国投資証券に該当する外国 E T F にあつては、第 3 号を除く。）に適合すること。この場合において、外国投資証券に該当する外国 E T F にあつては、前項第 2 号 d 中「新規上場申請銘柄の投資信託財産の一口あたりの純資産額」とあるのは「当該外国 E T F に係る一口あたりの純資産額」と、同項第 2 号 e 中「計算期間」とあるのは「営業期間」と、「信託契約期間の開始日」とあるのは「外国投資法人の設立日」と、それぞれ読み替えるものとする。

(2) ~ (6) (略)

3 外国 E T F 信託受益証券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。この場合の各号における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

1 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）又は第 1 7 2 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項に係る命令）を受けた場合又は内閣総理大臣等若しくは証券取引等監視委員会により法第 1 9 7 条若しくは第 2 0 7 条に係る告発が行われた場合、又はこれらの訂正届出書又は訂正報告書を提出した場合であって、その訂正した内容が重要と認められるものである場合をいう。以下この章において同じ。）を行っていないこと。

(b) (略)

f ・ g (略)

(3) (略)

2 外国 E T F の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) 前項第 2 号 d、d の 2、e 及び g 並びに第 3 号（外国投資証券に該当する外国 E T F にあつては、第 3 号を除く。）に適合すること。この場合において、外国投資証券に該当する外国 E T F にあつては、前項第 2 号 d 中「その投資信託財産の一口あたりの純資産額」とあるのは「当該外国 E T F に係る一口あたりの純資産額」と、同項第 2 号 e 中「計算期間」とあるのは「営業期間」と、「信託契約期間の開始日」とあるのは「外国投資法人の設立日」と、それぞれ読み替えるものとする。

(2) ~ (6) (略)

3 外国 E T F 信託受益証券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。この場合の各号における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 第1項第2号d、dの2、e及びg、同項第3号並びに前項第2号及び第4号から第6号まで(新規上場申請銘柄に係る受託有価証券である外国ETFが外国投資証券に該当する場合にあっては、第1項第3号を除く。)に適合すること。この場合において、第1項第2号d、dの2及びe並びに前項第2号及び第4号中「新規上場申請銘柄」とあるのは「新規上場申請銘柄に係る受託有価証券である外国ETF」と、前項第2号b中「外国ETF」とあるのは「新規上場申請銘柄に係る受託有価証券である外国ETF」と、前項第5号中「新規上場申請銘柄の発行」とあるのは「新規上場申請銘柄に係る受託有価証券である外国ETFの発行」と、前項第6号中「外国ETF」とあるのは「外国ETF信託受益証券」と、それぞれ読み替えるほか、新規上場申請銘柄に係る受託有価証券である外国ETFが外国投資証券に該当する場合にあっては、第1項第2号d中「新規上場申請銘柄の投資信託財産の一口あたりの純資産額」とあるのは「当該外国ETFに係る一口あたりの純資産額」と、同項第2号e中「計算期間」とあるのは「営業期間」と、「信託契約期間の開始日」とあるのは「外国投資法人の設立日」と、前項第2号中「外国投資証券に該当する外国ETF」とあるのは「新規上場申請銘柄に係る受託有価証券である外国ETFが外国投資証券に該当する場合」と、それぞれ読み替えるものとする。

(2)～(4) (略)

4 商品現物型ETFの上場審査について、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) 第1項第2号d、dの2、e及びg、同項第3号並びに前項第2号及び第4号から第6号まで(新規上場申請銘柄に係る受託有価証券である外国ETFが外国投資証券に該当する場合にあっては、第1項第3号を除く。)に適合すること。この場合において、第1項第2号d、dの2及びe並びに前項第2号及び第4号中「新規上場申請銘柄」とあるのは「新規上場申請銘柄に係る受託有価証券である外国ETF」と、前項第2号b中「外国ETF」とあるのは「新規上場申請銘柄に係る受託有価証券である外国ETF」と、前項第5号中「新規上場申請銘柄の発行」とあるのは「新規上場申請銘柄に係る受託有価証券である外国ETFの発行」と、前項第6号中「外国ETF」とあるのは「外国ETF信託受益証券」と、それぞれ読み替えるほか、新規上場申請銘柄に係る受託有価証券である外国ETFが外国投資証券に該当する場合にあっては、第1項第2号d中「その投資信託財産の一口あたりの純資産額」とあるのは「当該外国ETFに係る一口あたりの純資産額」と、同項第2号e中「計算期間」とあるのは「営業期間」と、「信託契約期間の開始日」とあるのは「外国投資法人の設立日」と、前項第2号中「外国投資証券に該当する外国ETF」とあるのは「新規上場申請銘柄に係る受託有価証券である外国ETFが外国投資証券に該当する場合」と、それぞれ読み替えるものとする。

(2)～(4) (略)

4 商品現物型ETFの上場審査について、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) 第 1 項第 1 号、同項第 2 号 c の 2、 d、
d の 3、e 及び g、同項第 3 号並びに前項第
2 号に適合していること。この場合において、
前項第 2 号中「外国 E T F 信託受益証券」と
あるのは「内国商品現物型 E T F」と読み替
えるものとする。

(2) ~ (7) (略)

5 外国商品現物型 E T F の上場審査について
は、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) 第 1 項第 2 号 c の 2、 d、e 及び g、
同項第 3 号、第 2 項第 3 号、第 4 号及び第 6
号並びに前項第 4 号に適合すること。この場
合において、第 2 項第 6 号中「外国 E T F」
とあるのは「外国商品現物型 E T F」と読み
替えるものとする。

(2) ~ (4) (略)

6 (略)

(上場 E T F に関する情報の開示)

第 1 1 0 7 条 (略)

2 前項の情報の適時開示については、次の各号
に定めるところによる。この場合における当該
各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) (略)

(2) 上場 E T F (外国投資証券に該当する
外国 E T F 及び当該外国 E T F を受託有価証
券とする外国 E T F 信託受益証券を除く。)
に係る管理会社は、次の a から h までのい
ずれかに該当する場合は、直ちにその内容を開
示しなければならない。

a 上場 E T F に係る管理会社が、次の (a)
から (t) までに掲げる事項 (内国 E T F
にあっては (r) から (s) までを除き、

(1) 第 1 項第 1 号、同項第 2 号 d、d の 3、
e 及び g、同項第 3 号並びに前項第 2 号に適
合していること。この場合において、前項第
2 号中「外国 E T F 信託受益証券」とあるの
は「内国商品現物型 E T F」と読み替えるも
のとする。

(2) ~ (7) (略)

5 外国商品現物型 E T F の上場審査について
は、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) 第 1 項第 2 号 d、e 及び g、同項第 3
号、第 2 項第 3 号、第 4 号及び第 6 号並びに
前項第 4 号に適合すること。この場合におい
て、第 2 項第 6 号中「外国 E T F」とあるの
は「外国商品現物型 E T F」と読み替えるも
のとする。

(2) ~ (4) (略)

6 (略)

(上場 E T F に関する情報の開示)

第 1 1 0 7 条 (略)

2 前項の情報の適時開示については、次の各号
に定めるところによる。この場合における当該
各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) (略)

(2) 上場 E T F (外国投資証券に該当する
外国 E T F 及び当該外国 E T F を受託有価証
券とする外国 E T F 信託受益証券を除く。)
に係る管理会社は、次の a から h までのい
ずれかに該当する場合は、直ちにその内容を開
示しなければならない。

a 上場 E T F に係る管理会社が、次の (a)
から (t) までに掲げる事項 (内国 E T F
にあっては (r) から (s) までを除き、

投資信託法施行令第12条第1号に掲げる投資信託の受益証券に該当する内国ETFにあっては(n)及び(o)を除き、外国ETF及び外国ETF信託受益証券にあっては(i)、(n)、(o)、(q)及び(r)の2から(r)の4までを除き、内国商品現物型ETFにあっては(n)、(o)、(q)及び(s)を除き、外国商品現物型ETF及び外国商品現物型ETF信託受益証券にあっては(i)、(n)、(o)、(q)、(r)の3及び(r)の4を除く。)のいずれかを行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

(a)~(t) (略)

b 上場ETFに係る管理会社に、次の(a)から(h)までに掲げる事実(内国ETF(投資信託法施行令第12条第1号に掲げる投資信託の受益証券に該当するものに限る。)、外国ETF、外国ETF信託受益証券、内国商品現物型ETF、外国商品現物型ETF及び外国商品現物型ETF信託受益証券にあっては、(f)及び(g)を除く。)のいずれかが発生した場合

(a)~(h) (略)

c~d (略)

(3) (略)

3~5 (略)

(代理人等の選定)

第1110条 次の各号に掲げる者は、施行規則で定めるところにより、本邦内に住所又は居所を有する者であって、当取引所との関係

投資信託法施行令第12条第1号に掲げる証券投資信託の受益証券に該当する内国ETFにあっては(n)及び(o)を除き、外国ETF及び外国ETF信託受益証券にあっては(i)、(n)、(o)、(q)及び(r)の2から(r)の4までを除き、内国商品現物型ETFにあっては(n)、(o)、(q)及び(s)を除き、外国商品現物型ETF及び外国商品現物型ETF信託受益証券にあっては(i)、(n)、(o)、(q)、(r)の3及び(r)の4を除く。)のいずれかを行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

(a)~(t) (略)

b 上場ETFに係る管理会社に、次の(a)から(h)までに掲げる事実(内国ETF(投資信託法施行令第12条第1号に掲げる証券投資信託の受益証券に該当するものに限る。)、外国ETF、外国ETF信託受益証券、内国商品現物型ETF、外国商品現物型ETF及び外国商品現物型ETF信託受益証券にあっては、(f)及び(g)を除く。)のいずれかが発生した場合

(a)~(h) (略)

c~d (略)

(3) (略)

3~5 (略)

(代理人等の選定)

第1110条 次の各号に掲げる者は、施行規則で定めるところにより、本邦内に住所又は居所を有する者であって、当取引所との関係

において一切の行為につき当該各号に掲げる者を代理又は代表する権限を有する者を選定するものとする。

(1) (略)

(2) 上場外国ETF(外国投資証券に該当するものに限る。)又は上場外国ETF信託受益証券(外国投資証券に該当するものに限る。)に係る外国投資法人

(上場廃止基準)

第1112条 上場内国ETF及び上場内国商品現物型ETFは、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 上場ETFに係る管理会社が次のaからdまでのいずれかに該当する場合。ただし、当該上場ETFに係る管理会社が行っていた業務が他の管理会社に引き継がれ、かつ、当該他の管理会社が「ETF上場契約書」及び第1104条第1項第3号に規定する事項について確約した書面を提出する場合は、この限りでない。

a～c (略)

cの2 商品に対する投資として投資信託財産の運用を行う上場内国ETFについて、当該運用に係る業務を行う者でなくなった場合

d (略)

(2) (略)

(3) 上場ETFの銘柄が、次のaからkまで(投資信託法施行令第12条第1号に掲げる投資信託の受益証券に該当する上場内国ETFにあってはbの2からdまで、iの2及

において一切の行為につき当該各号に掲げる者を代理又は代表する権限を有する者を選定するものとする。

(1) (略)

(2) 上場外国ETF(外国投資証券に該当するものに限る。)又は上場外国ETF信託受益証券(外国投資証券に該当するものに限る。)に係る外国投資法人

(上場廃止基準)

第1112条 上場内国ETF及び上場内国商品現物型ETFは、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 上場ETFに係る管理会社が次のaからdまでのいずれかに該当する場合。ただし、当該上場ETFに係る管理会社が行っていた業務が他の管理会社に引き継がれ、かつ、当該他の管理会社が「ETF上場契約書」及び第1104条第1項第3号に規定する事項について確約した書面を提出する場合は、この限りでない。

a～c (略)

(新設)

d (略)

(2) (略)

(3) 上場ETFの銘柄が、次のaからkまで(投資信託法施行令第12条第1号に掲げる証券投資信託の受益証券に該当する上場内国ETFにあってはbの2からdまで、iの

び j の 2 を除き、投資信託法施行令第 1 2 条第 2 号に掲げる投資信託の受益証券に該当する上場内国 E T F にあっては b の 2 から b の 4 まで、i の 2 及び j の 2 を除き、上場内国商品現物型 E T F にあっては a、b、c、d 及び j を除く。) のいずれかに該当する場合

a 上場 E T F が、投資信託法施行令第 1 2 条第 1 号又は第 2 号に掲げる投資信託の受益証券でなくなる場合

b ~ k (略)

2 ~ 4 (略)

付 則

この改正規定は、金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成 2 0 年法律第 6 5 号)附則第 1 条本文に規定する同法施行の日から施行する。

2 及び j の 2 を除き、投資信託法施行令第 1 2 条第 2 号に掲げる証券投資信託の受益証券に該当する上場内国 E T F にあっては b の 2 から b の 4 まで、i の 2 及び j の 2 を除き、上場内国商品現物型 E T F にあっては a、b、c、d 及び j を除く。) のいずれかに該当する場合

a 上場 E T F が、投資信託法施行令第 1 2 条第 1 号又は第 2 号に掲げる証券投資信託の受益証券でなくなる場合

b ~ k (略)

2 ~ 4 (略)

取引の信義則に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 株価指数連動型投資信託受益証券とは、株価指数連動型投資信託(特定の株価指数に連動する投資成果を目指す投資信託(外国において外国の法令に基づいて設定された信託で、これに類するものを含む。)をいう。)の受益証券をいう。</p> <p>3～7 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成20年法律第65号)附則第1条本文に規定する同法施行の日から施行する。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 株価指数連動型投資信託受益証券とは、株価指数連動型投資信託(特定の株価指数に連動する投資成果を目指す証券投資信託に係る投資信託(外国において外国の法令に基づいて設定された信託で、これに類するものを含む。)をいう。)の受益証券をいう。</p> <p>3～7 (略)</p>

有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(子会社等の決定事実に係る軽微基準)</p> <p>第403条 規程第403条に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして施行規則で定める基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、規程第402条第1号qに規定する上場外国会社(当取引所が必要と認める者に限る。)については、当取引所が定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(5)の2 規程第403条第1号fに掲げる事項</p> <p>次のaからdまでに掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>a 当該解散による連結会社の資産の額の減少額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>b 当該解散による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>c 当該解散による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>d 当該解散による連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(6)～(14) (略)</p> <p>(上場審査基準の取扱い)</p>	<p>(子会社等の決定事実に係る軽微基準)</p> <p>第403条 規程第403条に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして施行規則で定める基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、規程第402条第1号qに規定する上場外国会社(当取引所が必要と認める者に限る。)については、当取引所が定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(6)～(14) (略)</p> <p>(上場審査基準の取扱い)</p>

<p>(削る)</p>	<p><u>第1106条 規程第1104条第1項第2号d</u> <u>の2の(a)に規定する施行規則で定める有価証券とは、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129条)第22条第1項第1号イからハまでに掲げる有価証券をいう。ただし、信用性その他の事項を勘案し、公益又は投資者保護の観点から、当取引所が投資信託財産等として適当でないと認めるものを除く。</u></p>
<p><u>第1106条 (略)</u> <u>2 (略)</u> <u>3 (略)</u> <u>4 (略)</u> <u>5 (略)</u> <u>6 (略)</u></p>	<p><u>2 (略)</u> <u>3 (略)</u> <u>4 (略)</u> <u>5 (略)</u> <u>6 (略)</u> <u>7 (略)</u></p>
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成20年法律第65号)附則第1条本文に規定する同法施行の日から施行する。</p>	

上場審査等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>E T F の連動対象指標に係る審査 (構成銘柄の円滑な売買)</p> <p>7 . 規程第 1 1 0 4 条第 1 項第 2 号 d の (f) に定める事項についての審査は、一口あたりの純資産額の変動率を指標の変動率に一致させるという目的に照らして円滑な売買が行われる必要がある<u>有価証券又は商品</u>について、取引の実態に照らして売買を円滑に行うことができると見込まれることその他の観点から検討することにより行う。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、金融商品取引法等の一部を改正する法律 (平成 2 0 年法律第 6 5 号) 附則第 1 条本文に規定する同法施行の日から施行する。</p>	<p>E T F の連動対象指標に係る審査 (構成銘柄の円滑な売買)</p> <p>7 . 規程第 1 1 0 4 条第 1 項第 2 号 d の (f) に定める事項についての審査は、一口あたりの純資産額の変動率を指標の変動率に一致させるという目的に照らして円滑な売買が行われる必要がある<u>銘柄</u>について、取引の実態に照らして売買を円滑に行うことができると見込まれることその他の観点から検討することにより行う。</p>